別紙２

* **税制上の優遇措置について**

税務署に確定申告をいただくことにより、以下①、②の控除が受けられます。

1. 所得税の寄附金控除：以下a)、b)のいずれか一方の控除を受けられます。
2. 所得控除（東北大学への全ての寄附金が対象）

**（寄附金額※１－2,000円）→　課税所得から控除**

1. 税額控除（修学支援基金への寄附のみが対象。ほとんどの場合、a）より減税効果が大きくなります。）

**（寄附金額※１－2,000円）×40％ ＝ 控除対象額※２ → 所得税額から控除**

※１　控除対象となる寄附金額は、その年の総所得額等の40％が上限となります。

※２　所得税の控除額は、その年の所得税額の25％が上限となります。

1. 住民税の寄附金税額控除：対象自治体にお住まいの方は税額控除が受けられます。

* 寄附をした翌年１月１日に本学を「寄附金税額控除対象法人等」として指定している地方自治体にお住まいの方は、寄附金額（その年の総所得金額の30％を上限）から2,000円引いた額に対し、都道府県民税は4％、市区町村税は6％（政令指定都市にお住まいの方は都道府県民税の2％、市区町村民税の8％）を乗じた額が控除されます。（都道府県と市区町村双方の指定を受けている場合は10％となります。）
* 本学を「寄附金税額控除対象法人等」として指定している地方自治体については下記表をご確認ください。なお、詳細につきましては、お住まいの市区町村にお尋ねください。

|  |  |
| --- | --- |
| 都道府県 | 宮城県 |
| 市区町村 | 仙台市、多賀城市、石巻市、富谷市、亘理町、女川町 |